

	30〔6〕cm以上	
	貸 金 業 者 登 録 票	
	登録番号	財務（支）局長（ ）第 号
		（都道府県知事）
	登録有効期間	年 月 日～ 年 月 日
25〔5〕cm以上	（貸金業者の商号、名称又は氏名）	

- 備考
- 1 〔 〕内は、営業所等が設備である場合の大きさである。
  - 2 営業所等が設備である場合は、登録番号の括弧書及び登録有効期間は省略することができる。
  - 3 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。
  - 4 貸金業協会会員である場合にあっては、その者の貸金業協会会員番号を、商号、名称又は氏名の下に掲記することを妨げない。
  - 5 営業所等が代理店である場合は、貸金業者の商号、名称又は氏名の下に代理人の氏名を（代理人 氏名）と記載すること。